平成25年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招	集	年	月	月	平成 2	6年	2月2	25日	(火)	開	催場	所	役 場	第 2	会議室
招	集		日	時	開	会	平成	2 6	年	2月	25] 4	F後	2時	00分
					閉	会	平成	2 6	年	2月	25] 4	F後	4時	00分
					1	大	城	豊	喜		7	田	港	朝	茂
					2	米	須	清	和		8	玉	城	Ē	直
出	席		委	員	3	神	谷	Ī	É.		9	金	城	光	軍
					4	金	城	_	智		10	真ら	常田	星	1
					5	糸	洲	朝	秀		(11)	與規	III嶺	涓	莿
					6	Щ	城	フ	h						
欠	席多	季	員 番	号											
人	/П 3	天 5	三	ク											
議	事 録	署	名委	員	5	糸	洲	朝	秀		10	眞	栄	田	昇

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成 25年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は11名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立 しています。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第1)	これより議事に入ります。(日程第1)の、書記及び議事録署名委員 の指名については、議長が指名したいと思いますが異議ございません か。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、書記には与那嶺 いずみ(よなみね いずみ)さん、

	議事録署名委員には、⑤番 糸洲 朝秀(いとす ともひで)委員、⑩
	番 真栄田 昇 (まえだ のぼる) 委員を指名します。
	田
議長	 (日程第2) 会期の決定について、本総会の会期は本日1日間としたい
(日程第2)	と思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	()(1120 01 01 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
議長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
7.7	7 (not on a line)
議長	 (日程第3) 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
(日程第3)	
事 務 局	(諸般の報告)
議長	議案の宣告をいたします。
(日程第4)	
	議案第 59 号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第 60 号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第 61 号 農地転用事業計画変更承認申請書について
	議案第 62 号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第 63 号 農地法第5条許可の取り消し願いについて
	議案第 64 号 非農地証明願いについて
	議案第 6 5 号 農地利用集積計画の意見決定について
	議案第 6 6 号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について
	以上です。
	本日提案された議案第59号から第66号までですが、そのうち現地
	調査を必要とするのが5件ございますので、現地調査を行ってから審議
	に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩いた
	します。
	休憩(現地調査) 午後 2時10分
	再開 午後 3時30分
議長	休憩前に引き続き再開します。

		ı	
			ただ今より、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請につ
			いて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは私のほうから議案第59号「農地法第3条の規定による許可
			申請について」説明いたします。
事	務	局	お手元の資料 1ページをお開き下さい。
			(議案書に基づいて、3条申請の内容を説明)
			【別添】「3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項の各号には該
			当しないため、許可相当と思われます。以上です。
議		長	ただ今、議案第59号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はご
			ざいませんか。
			(質疑なしの声あり)
議		長	議案第59号について異議はございませんか。
			(異議なしの声あり)
議		長	議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議
			なしと認め、原案通り可決決定いたします。
			続きまして、議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請につ
			いて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは私のほうから議案第60号「農地法第4条の規定による許可
			申請について」説明いたします。
			お手元の資料 3ページをお開き下さい。
			(議案書に基づいて、4条申請の内容を説明)
			事務局による現場確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共
			投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地と判断しました。
			以上です。
議		長	ただ今、議案第60号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご
			意見はございませんか。
			(質疑なしの声あり)
議		長	議案第60号について異議はございませんか。
			(異議なしの声あり)

議		長	議案第60号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
			続きまして、議案第61号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは私のほうから議案第61号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。 お手元の資料4ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、農地転用事業計画変更承認申請についての内容を説明) 以上です。
議		長	
			(質疑なしの声あり)
議		長	議案第61号について異議ございませんか。
			(異議なしの声あり)
議		長	議案第61号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、異議な しと認め、原案通り可決決定いたします。
			続きまして、第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」
			を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは、私のほうから議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)
			事務局による現場確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共 投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地と判断しました。 以上です。
			ただ今、議案第62号について説明が終わりましたが、ご意見・ご
議		長	
			(質疑なしの声あり)

_1	
長	議案第62号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
長	議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、異 議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
	続きまして、議案第63号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
局	それでは私のほうから議案第63号「農地法5条許可の取り消し願いについて」説明いたします。 お手元の資料6ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条許可取り消し願いの内容を説明) 以上です。
長	ただ今、議案第63号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はご ざいませんか。
	(質疑なしの声あり)
트	 議案第63号について異議ございませんか。
又	
	(異議なしの声あり)
長	議案第63号「農地法第5条許可の取り消し願いについて」は異議な しと認め、原案通り可決決定いたします。
	続きまして、議案第64号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
局	それでは、私のほうから議案第64号「非農地証明願いについて」 説明いたします。 お手元の資料7ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する 農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 以上です。

議		長	ただ今、議案第64号「非農地証明願いについて」の説明が終わりま したが、ご質問・ご意見ございませんか。
			(質疑なしの声あり)
議		長	議案第64号について異議ございませんか。
			(異議なしの声あり)
議		長	議案第64号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
			続きまして、議案第65号「農地利用集積計画の意見決定について」 を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは、私のほうから議案第65号「農地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。 お手元の資料8ページをお開き下さい。 ただ今、説明しました計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。 また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。 以上です。
議		長	ただ今、議案第65号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご 意見はございませんか。
			(質疑なしの声あり)
議		長	議案第65号について異議ございませんか。
			(異議なしの声あり)
			(2) (112) (1) (2) (2) (2)
議		長	議案第65号「農地利用集積計画の意見決定について」は、異議なし と認め、原案通り可決いたします。
			続きまして、議案第66号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	それでは、私のほうから議案第66号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」説明いたします。
			- 11

事	務	局	お手元の資料11ページをお開き下さい。
			(議案書に基づいて、農業振興地域整備計画の内容を説明)
			以上です。
議		長	ただ今、議案第66号についての説明が終わりましたがご質問・ご意
			見はございませんか。
			(質疑なしの声あり)
=¥		Ħ	学中体ででは、マロオッシッチル) よ
議		長	議案第66号について異議ございませんか。
			(異議なしの声あり)
議		長	議案第66号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」
			は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
			TON SAID OF CHEST MAJORICE STATEMENT AND STA
L			ı.

議	長	これにて本日の日程はすべて終了しましたので、平成25年度第11 回総会を閉会します。
		閉会時刻 午後4時00分
		会長 米須 清和 印
		議事録署名委員
		印
		印